

平成18年12月5日提出

平成18年12月市議会定例会議案

白 河 市

議案第149号

白河市手数料条例の一部を改正する条例

白河市手数料条例（平成17年白河市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1の5の項中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年12月5日提出

白河市長 成 井 英 夫

白河市国民健康保険表郷クリニック条例の一部を改正する 条例

第1条 白河市国民健康保険表郷クリニック条例（平成17年白河市条例第107号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市表郷クリニック条例

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
白河市表郷クリニック	白河市表郷金山字長者久保2番地5

第3条を削る。

第4条中「クリニック」を「白河市表郷クリニック（以下「クリニック」という。）」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「午後12時30分」を「午後零時30分」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料及び手数料）

第6条 クリニックにおいて、診療を受けた者又は診断書その他の文書の交付を受けようとする者は、その都度使用料又は手数料を納めなければならない。

2 使用料は、当該診療行為の別に応じ、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とする。ただし、老人保健法（昭和57年法律第80号）その他の法律の適用がある場合において、当該法律又は当該法律の委任に基づく命令に定める算定方法により算定した額がこれと異なることとなるときは、当該算定方法により算定した額とする。

3 診断書その他の文書の交付手数料は、次のとおりとする。

- (1) 普通診断書手数料 1通につき3,000円とする。
- (2) 保険用診断書手数料 1通につき5,000円とする。
- (3) 特殊死亡診断書手数料 1通につき5,000円とする。
- (4) 診療報酬明細領収手数料 1通につき3,000円とする。

第7条を次のように改める。

（使用料及び手数料の減免）

第7条 生活に困窮している者その他特別の事由があるものについては、市長は、その者の申請により、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

第11条第1項中「第7条」を「第6条及び第7条」に改め、同条第2項中「第7条において別に定めるものとされている」を「第6条第2項に規定する」に改める。

第2条 白河市表郷クリニック条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

(白河市国民健康保険表郷クリニック使用料及び手数料条例の廃止)

2 白河市国民健康保険表郷クリニック使用料及び手数料条例(平成17年白河市条例第108号)は、廃止する。

平成18年12月5日提出

白河市長 成 井 英 夫

白河市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

白河市公設地方卸売市場条例（平成17年白河市条例第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「附属営業人」を「関連事業者」に改める。

「第3節 附属営業人」を「第3節 関連事業者」に改める。

第11条の見出し中「附属営業人」を「関連事業者」に改め、同条第1項中「営業」を「業務」に、「附属営業人」を「関連事業者」に改め、同条第2項中「附属営業人」を「関連事業者」に改める。

第12条の見出し中「附属営業人」を「関連事業者」に改め、同条中「附属営業」を「関連事業」に、「附属営業人」を「関連事業者」に改める。

第13条第1項中「附属営業人」を「関連事業者」に改める。

第44条中「附属営業人」を「関連事業者」に、「営業行為」を「事業行為」に改める。

第59条第3項中「附属営業人」を「関連事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年12月5日提出

白河市長 成 井 英 夫

議案第152号

福島県後期高齢者医療広域連合の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、平成19年2月1日から別記関係地方公共団体と後期高齢者医療の事務を処理するため、別紙のとおり規約を定め、福島県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成18年12月5日提出

白河市長 成井英夫

関係地方公共団体 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、飯野町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

別紙

福島県後期高齢者医療広域連合規約（案）

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する市町村）

第2条 広域連合は、福島県内の別表第1に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、福島県の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の実施期間に関すること。
- (3) 広域計画の改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第6条 広域連合の事務所は、福島県福島市中町8番2号に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 4人
- (2) 町村長 4人
- (3) 市議会議員 4人

(4) 町村議会議員 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 構成市町村のすべての市長をもって組織する団体又は構成市町村(市に限る。)の長のうちその総数の4分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は構成市町村(町村に限る。)の長のうちその総数の4分の1以上の者
- (3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村(市に限る。)の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者
- (4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村(町村に限る。)の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、構成市町村の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、従前の例により在職するものとされた収入役を含む。）のうちから、広域連合長が選任する。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長の任期は、当該市町村長の任期による。

2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

3 会計管理者が構成市町村の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

（補則）

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条第2項、第12条第5項及び第13条第3項 平成19年4月1日

(2) 第4条並びに別表第3の2の項及び3の項 平成20年4月1日
(補助職員に関する経過措置)

2 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

(広域連合の処理する事務に関する経過措置)

3 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

(選挙に関する特例)

4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、福島県福島市上町4番25号にて行うものとする。

別表第1 (第2条関係)

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 飯野町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 楡葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯舘村

別表第2 (第4条関係)

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号の事務に付随する事務

別表第3 (第17条関係)

1 共通経費

項目	負担割合	備考
均等割	10%	1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。
高齢者人口割	45%	2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によ

人口割	45%	る。
-----	-----	----

- 2 医療給付に要する経費
法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
- 3 保険料その他の納付金

項 目	市町村が納付すべき額
法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

福島県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、福島県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成18年12月5日提出

白河市長 成井英夫

福島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

福島県市町村総合事務組合同規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように改正する。
第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条第1項中「吏員その他の職員」を「職員」に改め、同条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会計管理者を置き、職員のうちから管理者が命ずる。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約については、平成19年4月1日から適用する。

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1029	白井掛線	白河市白井掛30番3	
		白河市白井掛2番2	
1690	金ヶ平1号線	白河市萱根金ヶ平47番	
		白河市萱根金ヶ平50番56	
1691	金ヶ平2号線	白河市萱根金ヶ平50番9	
		白河市萱根金ヶ平50番4	
1692	金ヶ平3号線	白河市萱根金ヶ平50番24	
		白河市萱根金ヶ平50番55	
1693	金ヶ平4号線	白河市萱根金ヶ平50番31	
		白河市萱根金ヶ平50番36	
1694	真舟団地線	白河市真舟4番6	
		白河市真舟2番90	
1695	六反山弥次郎線	白河市六反山10番2	
		白河市豊地弥次郎87番2	

1 6 9 6	羅 漢 前 線	白河市大羅漢前 3 0 6 番	
		白河市明戸 1 1 3 番 1	
3 2 2 4	北部工業団地線	白河市東釜子字大師山 5 8 番 9	
		白河市東工業団地字北 2 番 3	

2 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0 2 9	白 井 掛 線	白河市白井掛 3 0 番地 3	
		白河市白井掛下 2 1 番地 6 5	
1 1 4 7	明戸士多町東線	白河市明戸 1 1 3 番地 2	
		白河市士多町東 8 番地 5	
2 0 2 0	弥 次 郎 線	白河市豊地弥次郎 9 2 番地 2	
		白河市豊地弥次郎 1 1 番地 1	
3 2 2 4	大黒町県道取付線	白河市東釜子字大師山 5 8 番 4	
		白河市東釜子字大師山 5 9 番 1 3	

平成 1 8 年 1 2 月 5 日提出

白河市長 成 井 英 夫